

第3部 公害の防止に関して講じた施策

第1章 公害防止の基本的施策

第1節 府条例および関係規則の整備

第1 府公害防止条例の改正

現行の大阪府公害防止条例は、昭和44年10月に制定されたものであるが、府下における公害の状況をみると、その後も汚染の進行と地域的拡大が続いたほか、光化学スモッグ、カドミウム汚染、産業廃棄物問題など新しい公害現象が続出した。

このような情勢に対応するためには、地域の実情に即した新しい公害防止条例を制定する必要が生じてきた。そこで昭和45年9月17日に公害対策審議会に対し、府公害防止条例の改正について諮問し、同審議会から昭和46年2月2日づけで府公害防止条例の全面改正について答申があった。この答申をもとに種々検討した結果、現行条例を廃止して、新たに府公害防止条例を制定することとし、昭和46年2月定例府議会の議決を得て昭和46年3月11日づけで新条例を公布した。

改正の要点はおむね次のとおりである。

- (1) 公害の範囲に「土壤汚染」、「地盤沈下」を新しく加えるほか、公害以外の環境上の障害についても対処することとした。
- (2) 公害防止に関する事業者の責任の重要性を明示した。すなわち、条例の規定に違反しない場合においても、事業者は公害防止に最大の努力を怠ってはならないという最大努力義務を課した。
- (3) 知事は、本府の公害行政の目標である環境基準を定めることとした。
- (4) 知事は、公害防止のため、長期的なみとおしに立った、総合的な公害防止計画を策定することとした。
- (5) 公害発生源に対する規制を強化するため、排出基準を強化するほか、設備基準、燃料基準、原料基準を設けた。
- (6) 大気汚染または水質汚濁が著しく、また著しくなるおそれのある地域について

は公害発生施設の新增設を許可制とした。

(7) 市町村長に、知事に対する基準違反措置の要請権限を付与した。

(8) 基準違反者に対する行政措置と罰則を強化した。

第2 府公害対策審議会条例の制定

公害対策基本法の一部改正により、同法第29条第2項の規定に基づいて大阪府公害対策審議会の組織および運営に関し、必要な事項を条例で定めることとなったので、昭和46年2月定例府議会の議決を得て昭和46年3月11日に審議会条例を公布した。

第3 規則等の整備

昭和45年度における規則および告示の整備状況は次のとおりである。

1 深夜営業関係に関する施行規則の一部改正

府公害防止条例に定める深夜における営業等の制限の実施については、規制区域の範囲、営業等の種類および適用除外の特例を規則で定める必要があるので、大阪府公害防止条例施行規則の一部を改正し、昭和45年7月3日づけで公布した。

2 府工場等公害規制基準規則の一部改正

昭和45年9月18日づけの公害対策審議会の答申第10号に基づき、水質汚濁にかかる環境基準のうち、人の健康の保護に関する項目（シアンほか7種類）についての排出規制を強化するため、府工場等公害規制基準規則の一部を改正し、昭和45年10月19日づけで公布した。

3 騒音・振動委任事務に関する施行規則の一部改正

従来から、大阪市ほか23市に対し、騒音・振動にかかる条例施行事務の全部または一部を委任していたが、昭和46年度から、河内長野市ほか5市2町に対しても同様の委任を行なうこととし、そのために施行規則の一部を改正し、昭和46年3月31日づけで公布した。

4 大阪府公害対策審議会規則の廃止

公害対策基本法に基づく公害対策審議会の発足に伴い、審議会の組織および運営等を定めていた大阪府公害対策審議会規則を廃止することとし、昭和46年3月31日づけで公布した。

5 府工場等公害規制基準規則に基づく泉州地域にかかる下水道整備予定地域の指定

府工場等規制基準規則別表第三附表第二に掲げる泉州地域にかかる下水道整備予定地域の範囲を告示で指定する必要があるので、昭和46年度末までに下水道整備が確実

に見込まれる区域について関係市長の報告を求め、昭和45年6月3日づけで告示した。

6 深夜における営業等の制限の特例に関する指定道路の指定

府公害防止条例施行規則第16条第1号および第7号の規定に基づき、指定道路を指定する必要があるので、関係市町村長の意見をきいて、府下の幹線道路である国道全線（16路線）および主要地方道全線（37路線）を昭和45年8月31日づけで告示した。

また、その後大阪市・枚方市・寝屋川市および守口市から要望のあった4路線を追加することとし、昭和45年10月14日づけで告示した。

第2節 公害防止計画の策定準備

公害対策基本法第19条の規定に基づく公害防止計画の策定に備え、これに必要な研究調査等を次のとおり実施した。

(1) 公害防止計画に関する各種の研究調査

公害防止計画の策定にあたって、昭和45年度に行なった研究調査は、表-43に示すとおりである。

(2) 各種資料の収集および調整

公害の現況をは握し、将来予測を行なうため、公害の種類、因子ごとの発生源調査資料、規制届出等の状況の資料、および公害防止計画関連諸計画の資料等の収集ないし調整等を行なってきた。

(3) 関係各省庁および府県市との折衝

公害問題が広域にわたる性格のものであることにかんがみ、関係各省庁、および府県市とその対策や防止計画について密接に協議、折衝を行なった。

表-43 公害防止に関する調査研究

調査研究項目		調査内容	調査期間	担当	備考
大気汚染関係	自動車交通に伴う公害対策の研究	1. 市街地における広域汚染、局地汚染の実態と特性 2. 市街地交差点周辺における一酸化炭素汚染の実態調査の2点を中心自動車交通に伴う公害について研究を行なった。	45.10~46.3	公害対策課 公害防止計画班	(大阪市大交通問題研究会に委託)
	広域場における大気汚染物質の受容能力の研究	大気汚染物質の受容能力を研究するため、いおう酸化物の高度別分布を実測し、これと気象データ等から、大阪地域におけるいおう酸化物の外部への流出状況等、物質収支について検討した。	45.10~46.3	同 上	(日本気象協会関西本部に委託)
その他	公害防除のための計量経済学的研究	公害を含む産業連関分析法の利用によって、産業構造と価格構造とが公害防止費用の増大とともにどのように変化するかを計測するための基本モデル式の定立を研究した。	45.10~46.3	同 上	経済企画庁と協同 (社団法人経済企画協会に委託)
	公害防止計画策定のための総合的な研究調査	1. いおう酸化物の環境基準達成のための年次目標値の設定およびその達成方途。 2. 国の騒音環境基準作成作業と平行した望ましい環境基準値。 の2点について研究を実施した。	45.10~46.3	同 上	(公害防止計画研究会に委託)